

3月も終わり、冬から一転桜の季節へ。現場近辺の雪解けに注意して雪崩にも警戒を。

確定申告終了 次に向けて日々の記帳と来年への準備を

△支払う税金の準備をお忘れなく▽
納付書での納期限は所得税が3月17日、消費税が3月31日ですが、口座振替での納付は所得税4月23日・消費税4月30日です。その時期に残高不足が無い様通帳のチェックをしておきましょう。また、一括納入が難しい場合は、税務署に換価の猶予を申請して分納する事も検討しましょう。

△今年分の記帳は始まっています▽
令和6年分の申告は終わりましたが、令和7年分の売上・経費の管理は1月から始まっています。民商の自主計算ノートを活用して記帳・月末とめをすすめましょう。今年用の自主計算ノートは昨年末にパンフレットと一緒に配りしていますが、さらに欲しい方は民商事務所にご連絡ください。

△インボイス申請で消費税課税業者になった方へ
簡易課税選択の検討をしましょう▽
インボイスを申請して初めて課税業者になった会員も多いかと思えます。殆どの方が「2割特例」を使っただけではないでしょうか。2割特例は令和8年分の申告まで使えます。その後、令和9年分からは、業種によって売上に占める仕入れ経費の比率を決めて税を計算する「簡易課税」か、費目ごとの仕入・経費にかかった消費税を計算して支払う税を算出する「本則課税」どちらかで計算して申告することになります。

本則課税は計算が大変です。簡易課税の方が計算が簡単ですが、簡易課税で計算し申告するためには申告対象年の前年中(令和9年分の場合令和8年中)に「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要がありますが、忘れないよう、申告をすませたばかりで、仕入れ経費の資料もあり記憶も新しい今こそ検討したらどうでしょうか。

ただし、実際の仕入れ・経費の状況によって、簡易課税を選ぶと不利になる場合もあるので、これから検討する方は民商にご相談下さい。

なお、今回令和6年分の売上が1千万を越えた方は令和8年分の申告で2割特例が使えません。今年中に届出の必要があります。

4. 1 消費税反対街頭行動

みんなで参加しよう！

4月1日(火) 12時15分より13時

アオーレ長岡前歩道 署名・宣伝



△労働保険事務組合より▽

○一般労働保険で長岡民商に事務委託している事業所のみなさま

令和7年度労働保険年度更新時期になりました。皆さまには4月初めに、労働保険料(労災・雇用の確定・更新のための関係書類を送りますので、それをご覧になり令和6年度(令和6年4月〜令和7年3月)の賃金支給実績を作成してください。

次回の長岡版に事務所での相談日程を掲載しますので、希望日時を連絡の上おいで下さい

尚、令和7年度から雇用保険料率が変わります。3月31日付の長岡版に掲載しましたが再掲します。

「令和7年4月1日以降に最初に到来する締め日より支給される給与」より、労働者・事業主双方負担分共に保険料率が変わります。

「15日締め月末支給」「月末締め当月末支給」など当月支給の場合は4月給与から、「月末締め翌月25日支給」など翌月支給の場合は5月給与から、新しい料率で雇用保険料を控除します。

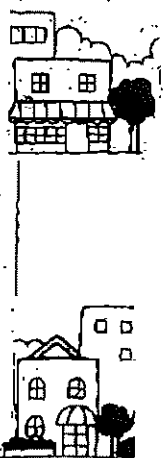
・一般の事業	
労働者負担分	6 / 一千 ↓ 5.5 / 一千
事業主負担分	9.5 / 一千 ↓ 9 / 一千
・建設の事業	
労働者負担分	7 / 一千 ↓ 6.5 / 一千
事業主負担分	11.5 / 一千 ↓ 11 / 一千

従業員への給与支給の際よくご確認ください。
労災保険料については変更ありません。

○長岡民商建設業一人親方組合のみなさま

先日、令和7年度の年度更新について意向確認の手紙をお送りし、3月25日迄の返信をお願いしたところですが、まだ返信の無い方が多数おられます。至急返信ください。特に、脱退される場合3月28日(平日で月末の前日)までに監督署に届出をしないと4月以降の脱退となり4月保険料が発生しますのでご注意ください。

なお、令和7年度の一人親方特別加入労災保険料は6年度と変更ありません。(保険料率17 / 一千)



△事務所不在が多くなります。ご承知ください▽

商工新聞配達や集金の関係で水曜日の午後及び木曜日、月1回の各界連街頭行動や外での学習会の際は不在となります。電話不通の場合はおかけ直しを。特に、相談等で来所される際は、必ず事前に連絡をお願いします。